

令和5年中泊町教育委員会12月定例会会議録

日時 令和5年12月26日（火）

午前10時00分

場所 中泊町役場2階 委員会室2

【議事日程】

開会

- 1 会議録署名委員の決定
- 2 会期の決定
- 3 議案第27号 中泊町教育文化賞表彰規則の一部改正について
- 4 議案第28号 中泊町スポーツ賞表彰規則の一部改正について
- 5 議案第29号 中泊町教育文化賞選考委員会設置規則の一部改正について
- 6 議案第30号 中泊町教育文化選考委員会委員の委嘱について
- 7 その他

閉会

【出席委員】

教育長 鈴木 信也、 教育長職務代理者 宮越 寛、 委員 東山 綾子、
委員 角田 龍二

【欠席委員】

委員 佐井川 智道

【説明のため出席した職員】

教育課長 田中 綾人、課長補佐 宮越 敏宜、課長補佐 白崎 春樹、

【署名委員】

委員 宮越 寛、 委員 角田 龍二

(午前10時00分 開会)

○教育長 定刻となりました。ただいまの出席委員数は4名です。定足数に達していますので、これより令和5年中泊町教育委員会12月定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、4議案、その他となっております。

日程第1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第20条第3項の規定に基づき、宮越 寛 委員、角田 龍二 委員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

<議案第27号～議案第29号>

○教育長 日程第3、これより「議事」に入ります。

議案第27号「中泊町教育文化賞表彰規則の一部改正について」、議案第28号「中泊町スポーツ賞表彰規則の一部改正について」、議案第29号「中泊町教育文化賞選考委員会設置規則の一部改正について」ですが、関連がありますので日程第3から第5までを一括して議題とし、採決は議案ごとに行います。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第27号「中泊町教育文化賞表彰規則の一部改正について」、議案第28号「中泊町スポーツ賞表彰規則の一部改正について」、議案第29号「中泊町教育文化賞選考委員会設置規則の一部改正について」関連がありますので一括してご説明いたします。議案書をご覧ください。

教育文化賞及びスポーツ賞につきましては、毎年恒例の表彰として教育委員会が行っているものでありますが、スポーツ賞において表彰規則に規定するもの以外の授与が行われていることや、教育文化賞とスポーツ賞では亡くなった方である故人への表彰の取扱いに違いがあるなど、両者を基本的に統一する必要があることから改正案をお諮りするものであります。なお、教育文化賞選考委員会委員の任期についても、例年1年交替となる連合PTA会長などの任期に配慮し、選考委員会委員の任期もあわ

せて改正するものです。

具体的には、教育文化賞、スポーツ賞とも、第2条の規定柱書きを「表彰の種類及び範囲」と改正し、より基準を明確にしたほか、スポーツ賞には従来規則になかった「団体賞」「努力賞」を追加して現状の表彰状況に合わせています。そして、スポーツ賞の第6条には、年度を越えた功績に対する取扱いを追加、教育文化賞の第7条故人への表彰方法をスポーツ賞と同様の取扱いとし、双方の表彰者の記録方法に関する条項を統一しており、そのほか細かい文言調整を図ったものが今回の改正案となっております。

また、先ほど申し上げました教育文化賞選考委員会委員の任期につきましては、「委嘱の日から当該年度の末日まで」としました。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮越委員 文化賞表彰規則の第7条で、改正後は故人に対する表彰が設けられ、改正前は生前のみだったんですね。

○教育課長 改正後は、亡くなってからでも遺族に授与して行います。

○角田委員 文化賞表彰規則第6条の「価する」を「値する」に改正した理由は。

○教育課長 どちらも「あたいする」と読みますが、改正前の「価する」は金銭に伴うことで、改正後「値する」はいわゆる功績などに使われるもので、今回の規則の改正に伴い合わせて文言調整をするものです。

○教育長 他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それぞれを採決していきます。議案第27号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり承認されました。

議案第28号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第 28 号は、原案のとおり承認されました。

議案第 29 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第 29 号は、原案のとおり承認されました。

＜議案第 30 号＞

○教育長 日程第 6、議案第 30 号「中泊町教育文化賞選考委員会委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 30 号 中泊町教育文化賞選考委員会委員の委嘱についてご説明いたします。議案書をご覧ください。

中泊町教育文化賞は、中泊町教育文化賞表彰規則に基づき行っているところでありますが、同規則第 4 条では「表彰を受けるものの決定は、教育委員会が中泊町教育文化賞選考委員会に諮問し、その答申を受けて教育委員会が行う。」と規定されており、その選考委員会委員を委嘱するにあたりお諮りするものです。

お示ししました委嘱名簿のうち、町連合 PTA 会長が新任になり、他の委員は昨年度と同様です。なお、任期は、先ほどの改正内容にもあるとおり、委嘱の日から当該年度末である令和 6 年 3 月 31 日までとなります。

いずれの方も、文化に関心を持つ地域の方々や学校長、保護者であり、適任であると存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 議案第 30 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第30号は、原案のとおり承認されました。

<その他>

○教育長 日程第7、その他として、何かありますか。

①「公設塾の状況」について

・塾の参加状況は ー 小学校で36%、中学校で28%となっている。

②「中央公民館施設の廃止」について

・廃止について1月新年号の広報で町民へ周知

・公民館教室は、パルナスや役場庁舎、湯らば一くなどを代替施設で調整

○宮越課長補佐 次回の定例会は1月26日（金）を予定しています。

○教育長 他によろしいですか。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和5年中泊町教育委員会12月定例会を閉会します。

（午前10時46分 閉会）

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和5年 月 日

教 育 長 鈴 木 信 也

署 名 委 員 宮 越 寛

署 名 委 員 角 田 龍 二

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐 宮 越 敏 宜